

特定非営利活動法人介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ  
福祉サービス第三者評価の手法・手順等に関する規程

特定非営利活動法人介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ（以下「介護・福祉ネットみやぎ」という。）が実施する福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価事業」という。）の手法・手順等については以下に定める通りとする。

1 評価内容及び手法等に関して

介護・福祉ネットみやぎにおける第三者評価事業の内容及び手法等は次のとおりとする。

(1) 評価の方法等に関して

①評価の具体的方法について

事前説明、自己評価、利用者調査、訪問調査、評価結果の報告、評価結果の公表、及び宮城県への報告により行う。

②使用する評価基準について

宮城県福祉サービス第三者評価基準（以下「第三者評価基準」という。）とする。

(2) 事前説明に関して

介護・福祉ネットみやぎは、契約を締結した後、事前に事業者を訪問し、評価方法の説明等を行う。また、事業者の希望により利用者やその家族への説明を行う。

(3) 利用者調査の対象者に関して

全数調査を原則とするが、状況により一部抽出調査とする場合は、受審事業所及び当法人が協議の上、定めた方法により最低1割以上を無作為で抽出する。但し、5人を下回る場合は、最低5人以上を抽出する。

(4) 自己評価及び訪問調査の方法等に関して

①自己評価の実施方法について

受審事業所は、宮城県が定める福祉サービス第三者評価基準を使用し、介護・福祉ネットみやぎが指定する期限までに自己評価を行い、その評価結果を報告するものとする。

②訪問調査の実施方法について

介護・福祉ネットみやぎは、宮城県が定める福祉サービス第三者評価基準を使用し、評価調査者2人以上が所定の期日に受審事業所を訪問し、関係書類の確認と運営状況の聴き取り及び施設見学等を実施する。

(5) 評価結果報告の具体的な方法等に関して

①評価結果報告書（案）の作成について

評価調査者は訪問調査終了後速やかに所定の方法により評価を行う。評価の実施にあたっては、一貫してあたった評価調査者を含む2人以上の評価調査者の合議をもって評価結果報告書（案）を作成する。

②追加資料等の請求について

介護・福祉ネットみやぎは、評価結果を確定する上で、必要があると認めた場合に受審事業所に対して追加で資料等の請求をする。

③評価の決定について

審査委員会は評価報告書を承認し、評価機関として評価を決定する。

④評価結果報告書の提出について

介護・福祉ネットみやぎは、評価結果報告書の作成後、速やかに評価対象事業所に対して評

価結果報告書を提出すると共に、その評価内容について十分な説明を行う。

⑤公表同意書への署名について

介護・福祉ネットみやぎは前項④の説明を行った後、受審事業所から評価結果の公表に関する同意書への署名（又は記名押印）を得るものとする。

⑥異議申し立てについて

ア、事業者は、前項④の評価結果について、異議がある場合、評価結果の報告を受けた日の翌日から起算して2週間以内に、介護・福祉ネットみやぎに異議を申し立てることが出来る。

イ、前項に規定する異議申し立て期間の満了をもって、結果を決定し、事業者に報告する。  
なお、事業者から異議がない旨の申し出があったときも同様とする。

⑦公表について

以下の方法で公表する。

ア、評価機関のホームページへの掲載

イ、評価機関の事務所における閲覧

ウ、宮城県のホームページへの掲載

エ、宮城県の保健福祉事務所等の福祉関連施設における閲覧

オ、WAMNETへの掲載

⑧公表を望まない旨の申し出について

評価対象事業所は、介護・福祉ネットみやぎから説明を受けた後、公表を望まない場合には、その旨を2週間以内に介護・福祉ネットみやぎに申し出るものとする。この場合、介護・福祉ネットみやぎは申し出のあった受審事業所の非公開の理由を付して推進機構に評価結果と共に報告する。宮城県は、受審事業所の意向により評価結果を公表しない旨を公表する。

2 苦情対応の窓口

介護・福祉ネットみやぎの苦情等の対応窓口は、次のとおりとする。

責任者氏名 渡辺 淳子

担当者氏名 佐々木 真由美

営業時間 平日 9時30分から17時までとする。

休業日 土日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、お盆(8月13日～8月15日)

電話番号 022-276-5202

FAX番号 022-276-5205

メールアドレス sn.mkaigonet2@todock.coop

3 規程の改廃

この手法・手順等に関する規程の改廃は理事会が行なう。

4 その他

この規程に定めるもののほか、必要な事項については理事長が別に定める。

附 則

上記の内容については2013年（平成25年）7月26日から施行する。

上記の内容については2014年（平成26年）10月1日から施行する。

附 則

この規程は、仙台市長の定款変更認証のあった日から施行する。

(2016年(平成28年)8月23日)

附 則

上記の内容については2017年(平成29年)5月17日から施行する。

上記の内容については2019年(平成31年)4月1日から施行する。